

## 答申第124～第132号の概要

### 1 件名

- ・諮問第124号
  - (1) 平成14年度の警察本部生活安全部生活安全企画課の国費捜査費の現金出納簿
  - (2) 平成14年度の警察本部生活安全部生活安全企画課の県費捜査費の捜査費支払明細書兼現金出納簿
- ・諮問第125号
  - (1) 平成14年度の警察本部生活安全部少年課の国費捜査費の現金出納簿
  - (2) 平成14年度の警察本部生活安全部少年課の県費捜査費の捜査費支払明細書兼現金出納簿
- ・諮問第126号
  - (1) 平成14年度の警察本部生活安全部生活保安課の国費捜査費の現金出納簿
  - (2) 平成14年度の警察本部生活安全部生活保安課の県費捜査費の捜査費支払明細書兼現金出納簿
- ・諮問第127号
  - (1) 平成14年度の警察本部刑事部捜査第一課の国費捜査費の現金出納簿
  - (2) 平成14年度の警察本部刑事部捜査第一課の県費捜査費の捜査費支払明細書兼現金出納簿
- ・諮問第128号
  - (1) 平成14年度の警察本部刑事部捜査第二課の国費捜査費の現金出納簿
  - (2) 平成14年度の警察本部刑事部捜査第二課の県費捜査費の捜査費支払明細書兼現金出納簿
- ・諮問第129号
  - (1) 平成14年度の警察本部刑事部暴力団対策課の国費捜査費の現金出納簿
  - (2) 平成14年度の警察本部刑事部暴力団対策課の県費捜査費の捜査費支払明細書兼現金出納簿
- ・諮問第130号
  - (1) 平成14年度の警察本部交通部交通指導課の県費捜査費の捜査費支払明細書兼現金出納簿
- ・諮問第131号
  - (1) 平成14年度の警察本部警備部警備第一課の国費捜査費の現金出納簿
- ・諮問第132号
  - (1) 平成14年度の警察本部警備部警備第二課の国費捜査費の現金出納簿

- 2 請求者 高知県内の個人(2名)
- 3 請求年月日 平成15年8月26日
- 4 原決定年月日 平成15年9月2日(諮問第127号・第128号・第130号・第132号)  
平成15年9月4日(諮問第125号・第126号)  
平成15年9月5日(諮問第124号・第131号)  
平成15年9月8日(諮問第129号)
- 5 決定の内容 部分開示
- 6 審査請求年月日 平成15年9月18日

### 7 部分開示決定の理由

本件公文書には捜査費を交付した捜査員である警察官の氏名及び階級が記載されているが、その中の警部補以下の階級にある警察官の氏名については、旧条例第6条第1項第2号ただし書ウの実施機関が

定める公務員の氏名であるため、非開示とした。

本件公文書である現金出納簿は、捜査報償費又は捜査費の日々の執行状況を記載する書類であり、非開示とした部分には、捜査費の受入額や残額のほか、特定の事件名（警備部においては活動状況に係る情報）当該事件を担当した警察官の官職・氏名、当該事件に係る交付額や返納額、執行年月日等が記載されており、捜査活動の実態そのものが反映されている。このため、これらの情報が公になれば、特定所属の個別の執行に係る情報（警備部においては活動状況）や金額・件数の変動状況が明らかになり、事件発生や事件に伏在している可能性がある事案の報道等の情報及び被疑者等の事件関係者自らが知り得る情報を比較・分析することにより、特定所属の捜査活動の活発さや進展状況が推察される可能性が高まり、被疑者等の事件関係者が、逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあり非開示とした。

8 諮問年月日 平成 15 年 9 月 26 日

9 答申年月日 平成 19 年 12 月 3 日

#### 10 審査会の結論

高知県警察本部長は、審査請求の対象となった公文書の非開示部分のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については、非開示が妥当である。

##### 1 国費捜査費の現金出納簿

(1) 年月日欄のうち、年及び月

(2) 摘要欄（個別の事件名、個別の事件に関する捜査費の渡し、返納、追給に係る捜査員の氏名、捜査態勢に係る情報、警備部の活動状況に係る情報及び日にちを除く。）

(3) 収入金額欄

(4) 支払金額欄

(5) 差引残高欄

##### 2 県費捜査費の捜査費支払明細書兼現金出納簿

(1) 年月日欄のうち、年及び月

(2) 摘要欄（個別の事件名、捜査態勢に係る情報及び日にちを除く。）

(3) 氏名欄（個別の事件に関する捜査費の渡し、返納、追給に係る捜査員は除く。）

(4) 受入金額欄

(5) 支払金額欄

(6) 残額欄

#### 11 審査会の判断概要

（旧条例第 6 条第 1 項第 2 号該当性について）

本号は、個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮をしなければならないとの規定を受け、特定の個人を識別することができると思われる情報は、非開示とすることを定めている。これは、個人のプライバシーを最大限保護するため、プライバシーであるか否か不明確な個人に関する情報も含めて、特定の個人を識別することができる情報は本号ただし書のア、イ及びウに該当する情報を除き、非開示とするものである。

本号ただし書ウの規定は、職務遂行に係る地方公務員の氏名は開示することを原則としつつ、犯罪捜査に携わる捜査員の氏名が開示されると、本人やその家族に危害が加えられるおそれがあるなど、当該公務員の氏名を公にすることにより当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものとして、実施機関が定める公務員の氏名を開示しないこととしたものであり、非開示とする公務員の範囲の決定を実施機関に委ねることを相当とする趣旨であると解される。

したがって、本件公文書の警部補以下の階級にある警察官の氏名については、実施機関に適用される高

知県公安委員会規則により、本号ただし書ウの実施機関が定める公務員の氏名に該当し、非開示と認められる。

(旧条例第6条第1項第4号該当性について)

本号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、非開示とすることを定めたものである。本号に該当する情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的判断を尊重し、その開示又は非開示を決定しようとするものである。もとより、実施機関の第一次的判断は、実施機関の裁量を無制限に認めるものではなく、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

当審査会は、実施機関の判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かについて判断するものである。

現金出納簿に記載されている情報のうち、年月日欄の日にち及び摘要(摘要・氏名)欄の記載中、個別の事件名、個別の事件に関する捜査費の渡し、返納、追給に係る捜査員の氏名、捜査態勢に係る情報、警備部の活動状況に係る情報及び日にちについては、開示した場合、被疑者等の事件関係者がこれらの情報を入手すると、事件関係者のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、情報提供者等の捜査協力者に直接結びつくおそれがあり、情報提供者等ばかりでなくその家族、関係者の生命、身体等に危害が及ぶおそれがあること、また、開示することにより情報提供者等に与える心理的萎縮が今後の捜査協力を躊躇させるおそれがあることから、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、警備部の活動状況に係る情報については、個別・具体的なものではないが、高知県のように警備部門の捜査対象が少ない県においては日常的な警察活動であっても捜査協力者に結びつく蓋然性が極めて高いという特性があることから、捜査協力者等の生命、身体等に危害が及ぶおそれや、捜査協力者に与える心理的萎縮が捜査協力を躊躇させるおそれがあり、犯罪捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

このため、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことは合理性があり、相当の理由があるということができ、本号の規定に該当すると認められる。

しかし、年月日欄の年及び月、収入金額(受入金額)欄、支払金額欄及び差引残高(残額)欄は、開示すると捜査費等の執行状況が明らかとなり、該当課の捜査活動の活発さがある程度推測されることは考えられるが、捜査費等の執行状況が明らかになるといって、直ちに捜査の進展状況が推察され、そのために被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向を察知して犯罪を敢行するなどして犯罪の捜査等に支障を及ぼすとの実施機関の判断には合理性がなく、相当の理由があるとは認められず、本号の規定に該当しない。

また、摘要(摘要・氏名)欄の記載中、捜査諸雑費に関する記載中の警部以上の階級にある中間交付者の官職及び氏名の情報は、単に、職務上、捜査諸雑費を受領したという情報であって、これらを開示しても、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

(旧条例第6条第2項該当性について)

同項では、公文書の開示請求に対して、非開示情報であっても、開示することに優越的な公益があると認められる場合には、開示するものと定められている。

当審査会で旧条例第6条第1項第2号又は第4号の該当性を認めて非開示と判断した部分については、

個別の情報提供者等に結びつくため保護すべき情報であると判断したものであり、審査請求人が主張するように仮に現金出納簿に虚偽記載の疑惑があったとしても、この保護に優越することはないと認められる。

## 答 申 第 1 5 0 号 の 概 要

### 1 件 名

大阪神戸米国総領事館担当領事からの電子メール(5月16日付)

大阪神戸米国総領事館担当領事からの電子メール和訳区分文(5月16日付)

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成18年5月18日

4 原決定年月日 平成18年6月1日

5 決定の内容 部分開示決定

### 6 部分開示決定の理由

公文書開示請求については、原則公開を基本としており、異議申立人からの本件開示請求に対しても、本件公文書以外の14件の公文書は、全面開示を行っている。

また、本件公文書である「大阪神戸米国総領事館担当領事からの電子メール(5月16日付)」について、その要旨を和訳したものを、総領事館とも調整したうえ、マスコミに公表し、また、異議申立人にも開示している。

しかしながら、本件公文書について、公開するべく、総領事館に確認したところ、担当領事は、「県からの再三の要請を受けて、個人として発信した私文書であり、公文書として公開することは信じられない。」と、非常に立腹の様子であった。

このため、本件公文書については、総領事館の意向を無視して開示すれば、今後の協力関係、信頼関係が著しく損なわれることが明らかであり、ポートセールス等に支障が生じることから、条例第6条第1項第6号ウに定めた「県と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるもの」に該当すると判断し、部分開示としたものである。

7 異議申立て年月日 平成18年6月19日

### 8 異議申立ての趣旨

部分開示決定を取消し、全部開示を求める。

実施機関は、条例第6条第1項第6号ウによる「県と国等との信頼関係が著しく損なわれる」として、部分開示決定としているが、これは、公文書の発信先である総領事館が、私文書として発信したと位置づけ、公開することを拒否しているという、実施機関の主観的判断によるものに過ぎず、条例第10条第4項に定めた「非開示決定においては、条例第6条第1項の各号の規定を適用した根拠を具体的に示したものでなければならない。」に違反している。

9 諮問年月日 平成18年6月22日

10 答申年月日 平成19年8月29日

### 11 審査会の結論

知事は、「大阪神戸米国総領事館担当領事からの電子メール(5月16日付)」及び「大阪神戸米国総領事館担当領事からの電子メール和訳文(5月16日付)」について、部分開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

### 12 審査会の判断概要

実施機関は、担当領事が個人として発信した私文書であり、公表を強く拒否しているという担当領事の意見をもとに、公表すれば信頼関係が損なわれる情報として、条例第6条第1項第6号ウを適用し、部分開示決定としているが、単に損なわれるおそれがあると主張するだけであって、損なわれることが客観的に明白であるとは認められない。

また、本件公文書の要旨を和訳した要旨和訳文が、既に、マスコミに公表のうえ、異議申立人にも開示されており、本件公文書が開示されたとしても、県と総領事館との信頼関係が著しく損なわれる情報とは認められない。

このため、実施機関が主張する「県と総領事館との信頼関係を損なうこと」が、結果として、条例第6条第1項第6号ウに定められた「県と国等との信頼関係を損なうこと」になるのか判然としないところもあるが、いずれにしても、本件公文書は、同号ウの「開示することにより、県と国等との信頼関係が著しく損なわれることが客観的に明白」である情報とは、認められない。

## 答 申 第 1 5 1 号 の 概 要

### 1 件 名

『よこはま水産』に対する県の支援の実態を県産業経済委員会が集中審議していたことに関し、平成 18 年4月以降、県当局が平成 11 年当時の経緯や事情を聴き取った記録の文書の一切(メモやフロッピーディスク保存記録を含む)(当時の関係者のほか、基金協会等、外部組織から聴き取っていただければそれも含む)

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成 1 8 年 7 月 3 日

4 原決定年月日 平成 1 8 年 7 月 1 4 日

5 決定の内容 不存在

### 6 不存在決定の理由

よこはま水産問題に関して平成 11 年当時の関係者との面談等により経緯や事情を聴き取った際、内容を記録したメモは存在するが、このメモは個人的な覚え書きとして作成したものである。当該メモは、職務上作成したものであり、聴き取った内容に基づいて会議等で発言することはあったが、そのメモを直接会議等の資料として使用したことはなく、このメモが組織的に用いられた事実はない。

また、関係者の意向等も踏まえてメモは聴き取った本人が保管しており、実施機関において管理しているものではない。

条例や高知県公文書規程(昭和 39 年高知県訓令第 64 号)では、このようなメモをすべて公文書として保管しなければならないという具体的な規定はない。

これらの事実から、当該メモは、条例第 2 条第 2 項にいう「組織的に用いるものとして実施機関において管理しているもの」に該当しないため、開示請求の対象となる公文書には該当しない。

7 異議申立て年月日 平成 1 8 年 7 月 1 8 日

### 8 異議申立ての趣旨

公文書不存在決定の取消しを求める。

県議会産業経済委員会の審議に関連し、平成 11 年頃のよこはま水産への県の対応について、当時の県担当者から電話や面談で聴き取りをしており、個々の職員が聴取中に聴取内容を書きまとめたもの、

当該聴取内容を各職員が同局幹部に複数人で報告し合った際に同局幹部が書きまとめたものの 2 種類のメモが存在する。

関係者からの聴取後に海洋局幹部を含めた場で複数の聴取メモを基にして当時の状況について協議していることや、産業経済委員会での審議の過程で同局側は当該聴取内容も基にして当時の経緯や状況を説明していることから、「職員が職務上作成し、組織的に用いた文書」に該当する。

また、関係者の意向を踏まえて職員個々が保管することを実施機関として決めて「保管している」、「保管させている」のであれば、それは実施機関としての一保管形態である。

9 諮問年月日 平成 1 8 年 7 月 2 1 日

10 答申年月日 平成 1 9 年 8 月 2 9 日

### 11 審査会の結論

知事は、本件公文書不存在決定を取り消し、次の(a)～(d)に掲げる「元課長補佐からの聴取録」について、本件開示請求に係る対象公文書として特定した上で、改めて高知県情報公開条例第 10 条第 1 項の決定を行うべきである。

(a) 「元課長補佐からの聴き取り」と題する聴取録

(b) 「元課長補佐の話(2、3回目)メモ」と題する聴取録

(c) 「元課長補佐の話」と題する聴取録

(d) 「 さんの話」と題する聴取録

## 12 審査会の判断概要

### (1) 条例第2条第2項該当性について

ア 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」への該当性

当該聴取録は、海洋局次長が職務上聴き取りした内容を記録したものであり、「実施機関の職員が職務上作成した文書」に該当することは明らかである。

イ 「組織的に用いるものとして実施機関において管理しているもの」への該当性

当該聴取録はすべてワープロで作成され、どの聴取録にも表題右下に作成者である海洋局次長の氏名が記載されており、また、聴取録(d)の左上余白には他の文字より大きい1印字で「取扱注意」という文言の記載もことから、当該聴取録が他の職員の利用に供する目的で作成されたものと伺われること、当該聴取録は、県議会で集中審理された問題について県議会で答弁するために行われた極めて重要な聴き取り調査の内容を記録したものであり、また、本件開示請求から半年後に聴き取りの相手方からの了解が得られると直ちに県議会に当該聴取録を提出していることから、実施機関が当該聴取録の存在及び所在場所を把握しており、聴き取りの相手方の意向から実施機関に代わって海洋局次長が保管していたにすぎないと見るのが自然であることを考慮すると、当該聴取録は、作成した職員個人のメモにとどまるものではなく、「組織的に用いるものとして実施機関において管理しているもの」に該当すると言わざるを得ない。

したがって、元課長補佐からの聴取録は、条例第2条第2項にいう「公文書」に該当すると認められる。

### (2) 条例第10条第1項の決定について

実施機関によれば、平成19年1月15日に元課長補佐からの聴取録を県議会に提出し、県議会の傍聴人にも一部黒塗りした当該聴取録を含む傍聴用資料を閲覧させたとのことであり、そうであれば本件開示請求時はともかく、現時点においては、当該聴取録について、少なくとも傍聴人に閲覧させた範囲での開示については支障がないものと考えられ、このことを考慮に入れた実施機関の決定が望まれる。

### (3) 他の聴取録及び再録メモについて

実施機関は、その他の職員も電話や面談の際に走り書き程度はした場合もあったと思うが、その走り書きは残されていないと主張している。関係者からの聴取後に同局内で聴取内容を報告しあった上で協議し、最終的に「産業経済委員会想定問答」の形で整理していることも併せて考慮すると、他の聴取録について不存在とする実施機関の主張は、不合理なものではないと認められる。

また、異議申立人は、聴取内容を各職員が報告しあった際に同局幹部が書きまとめた再録メモが存在すると主張しているが、それは別件の開示請求により既に開示済みである「産業経済委員会想定問答」を指すとのことである。

また、仮に局内協議に出席した職員が聴取内容に関する他の職員の発言を手持ち資料として書きとどめることがあったとしても、それは職員個人のメモにとどまり、条例第2条第2項にいう「公文書」とは認められない。

## 答 申 第 1 5 2 号 の 概 要

### 1 件 名

「佐賀町よこはま水産に関する県支援及びその経緯並びに県議会への報告資料(平成10年度～13年度分)」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成15年11月25日

4 原決定年月日 平成15年12月17日

5 決定の内容 開示及び部分開示

最近における株横浜水産への対応経過等の説明と題する文書(以下「本件文書」という。)を対象としていなかった。

### 6 本件文書を対象としなかった理由

本件文書は、平成18年6月22日に県議会からの提出要請を受けて海洋局(現「海洋部」を指す。)内の書庫を探した際に、よこはま水産とは関係のない書類等とともにあった背表紙にタイトルの記載のないファイル(以下「当該ファイル」という。)の中に綴じられていたものであり、同日の時点では、本件文書は当該ファイル以外に海洋局内のその他の書類に含まれておらず、しかも、作成者、作成時期、用途等が不明であること、当該ファイルは平成11年度以降の担当者に引き継がれていないこと、及び職員が手持ち資料として保管していたものと思われることなどから、本件文書は、当該ファイルを所持していた職員の手持ち資料の一つであり、本件開示請求当時には、条例第2条第2項にいう公文書ではなかったと判断する。

7 異議申立て年月日 平成18年7月27日

### 8 異議申立ての趣旨

平成15年11月25日付けで行った「佐賀町よこはま水産に関する県支援及びその経緯並びに県議会への報告資料(平成10年度～平成13年度)」の開示請求の対象公文書に本件文書を含めることを求めるというものである。

9 諮問年月日 平成18年8月4日

10 答申年月日 平成19年8月29日

### 11 審査会の結論

知事は、本件文書について本件開示請求に係る対象公文書として特定したうえで、改めて高知県情報公開条例第10条第1項の決定を行うべきである。

### 12 審査会の判断概要

#### (1) 条例第10条第1項の決定について

実施機関は、本件開示決定から2年半後、県議会からの提出要請を受けて、改めて調査した結果、本件文書を発見し、それを県議会に提出している。県議会に提出した期日以降は本件文書を公文書として保管しており、別件の開示請求により異議申立人にも本件文書を部分開示したというのであるから、少なくとも別件の開示請求において部分開示した範囲での本件文書の開示には支障がないものと考えられる。

したがって、実施機関は、本件開示決定を変更し、本件文書について、本件開示請求に係る対象公文書として特定した上で、改めて条例第10条第1項の決定を行うべきである。

#### (2) その他

ア 当該ファイル調査の不当性について

当該ファイルは、よこはま水産に関わっていた当時の同局職員が職務の便宜上取得した資料を綴じたものであり、今後も引き続き局内の職員が職務上必要な場合がありうると判断し、書庫の棚に置いたものであると推測される。当該ファイルは明らかに公文書保存ファイルではなく、それゆえ、本件開示請求時の同局職員に引き継がれることがなかったとしても、そのことはあながち不合理なことでもないし、不当でもないと考えられる。

また、実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として50件の文書を開示又は部分開示しており、異議申立人も、本件文書を除いて他の対象公文書の存在を主張していない。

したがって、当該ファイルの存在を知らず、本件文書を発見できなかったという本件開示請求に対する実施機関の対応について、不当であったとまで言うことはできない。

イ 本件文書の不保管の不当性について

公文書規程第7条第5号は、公文書の一つとして「部内関係公文書」を規定しており、部内協議の議事録が起案されれば、この部内関係公文書に該当する。しかしながら、公文書規程において、どのような部内協議について議事録を残すべきかに関する定めもないことから、本件協議の議事録を保管しなかったという実施機関の事務処理が異例であったとも考えがたく、それについて不当であったとまで言うことはできない。

## 答 申 第 1 5 4 号 の 概 要

### 1 件 名

「平成19年度全国学力・学習状況調査【小学校】実施マニュアル」

「平成19年度全国学力・学習状況調査【中学校】実施マニュアル」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成19年3月19日

4 原決定年月日 平成19年3月27日

5 決定の内容 部分開示

### 6 部分開示決定の理由

条例第6条第1項第6号ウ該当性について

(1) 平成19年2月21日に文部科学省から送信されてきた「実施マニュアルの取扱いについて」と題する電子メール(以下「取扱注意メール」という。)では、「実施マニュアルについては、...保護者や報道関係者等広く一般に積極的に広報するものではありませんので、取扱いに御注意いただきたい...」と指示しており、これが条例第6条第1項第6号ウの「公表してはならない旨が明示されているもの」に該当しないとして開示することとなれば、「県と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる」こととなる。

そして、取扱注意メール中に「(文部科学省では、議員に対して目次のコピーのみで対応することとしております。)」との例示が示されており、この例示に従って、本件開示請求に当たっては、表紙と目次のみを開示することにしたものである。

(2) 文部科学省に問い合わせたところ、本件公文書をやむを得ず公表するに当たって非開示とする場合の基準(以下「非開示基準」という。)が示された。

そこで、文部科学省が示した非開示基準に従い、本件部分開示決定で非開示としていた部分を見直し、本件公文書のうち、コールセンターの電話番号及び物流のセキュリティに関する情報(ジュラルミンケース配送の場合における問題冊子・解答(回答)用紙等の配送日及び配送地域、問題冊子・解答(回答)用紙等の受取の際の受取方法及び解答(回答)用紙等の回収の際の回収方法、問題冊子・解答(回答)用紙等の配送時間・回収時間の記載、児童質問紙及び生徒質問紙の調査時間、問題冊子・解答(回答)用紙等の「配送・回収連絡FAX」のFAX日、配送業者名並びにジュラルミンケースの開錠詳細)については非開示とするが、それ以外はすべて開示することにした。

7 異議申立て年月日 平成19年3月29日

### 8 異議申立ての内容

公文書部分開示決定を取り消し、開示するとの決定を求める。

9 諮問年月日 平成19年4月5日

10 答申年月日 平成20年2月27日

### 11 審査会の結論

教育委員会は、「平成19年度全国学力・学習状況調査【小学校】実施マニュアル」及び「平成19年度全国学力・学習状況調査【中学校】実施マニュアル」について部分開示とした決定を取り消し、次の項目に関する情報を除き開示すべきである。

(1) コールセンターの電話番号

(2) ジュラルミンケース配送の場合における問題冊子・解答(回答)用紙等の配送日及び配送地

域

- (3) 問題冊子・解答(回答)用紙等の受取の際の受取方法及び解答(回答)用紙等の回収の際の回収方法
- (4) 問題冊子・解答(回答)用紙等の配送時間・回収時間の記載
- (5) 児童質問紙及び生徒質問紙の調査時間
- (6) 問題冊子・解答(回答)用紙等の「配送・回収連絡FAX」のFAX日
- (7) 配送業者名
- (8) ジュラルミンケースの開錠詳細

## 12 審査会の判断概要

条例第6条第1項第6号ウ該当性について

### (1) コールセンターの電話番号

コールセンターの電話番号は、本調査の実施において不測の事態が生じたときに問い合わせ等をするための関係者用の回線であり、一般には公表されていないものである。これを開示すると、関係者以外の者から電話がかかってくるなど、本調査の円滑な実施に支障が生じ、本調査の実施主体である文部科学省と県との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることは明らかである。

### (2) 物流のセキュリティに関する情報

ジュラルミンケース配送地域では、通常の配送地域とは異なるスケジュールで問題冊子・解答(回答)用紙等が配送されるため、ジュラルミンケース配送の場合の配送日及び配送地域は、物流のセキュリティに関する情報に該当する。

児童質問紙及び生徒質問紙の調査時間は、解答(回答)用紙等の回収時間を推測させるため物流のセキュリティに関する情報に該当する。

「配送・回収連絡FAX」のFAX日は、問題冊子・解答(回答)用紙等の配送と回収の時間帯が記載されたFAXが届く日であり、物流のセキュリティに関する情報に該当する。

問題冊子・解答(回答)用紙等の受取の際の受取方法及び解答(回答)用紙等の回収の際の回収方法、問題冊子・解答(回答)用紙等の配送時間・回収時間、配送業者名並びにジュラルミンケースの開錠詳細は、いずれも物流のセキュリティに関する情報に該当する。

これらの情報を開示すると、本調査の円滑な実施に支障が生じ、本調査の実施主体である文部科学省と県との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれることは明らかである。

以上のとおり、コールセンターの電話番号及び物流のセキュリティに関する上記の情報は条例第6条第1項第6号ウに該当し、これを非開示とすることは妥当であると認められる。